

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

子育て・若者支援特別委員会
会議録

令和 8 年 6 月 1 0 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子 育 て ・ 若 者 支 援 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年6月10日(水)
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者 (11人)
- | | |
|--------------|------------|
| 委員長 松村 智成 | 副委員長 吉岡 誠司 |
| 委員 大浦 美鈴 | 委員 村上 浩一郎 |
| 委員 中澤 史夫 | 委員 本目 さよ |
| 委員(議長) 石川 義弘 | 委員 松尾 伸子 |
| 委員 中嶋 恵 | 委員 秋間 洋 |
| 委員 高森 喜美子 | |
- 4 欠席者 (0人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者
- | | |
|----------------------|-------------------|
| 区 長 | 服部 征夫 |
| 副区長 | 野村 武治 |
| 副区長 | 梶 靖彦 |
| 教育長 | 佐藤 徳久 |
| こども家庭部長 | 前田 幹生 |
| こども家庭部参事 | 川口 卓志 |
| こども政策課長 | (こども家庭部参事 事務取扱) |
| (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 | 海野 和也 |
| 子育て支援課長 | 別府 芳隆 |
| 子ども家庭支援センター長 | 小野田 登 |
| 保育課長 | 村松 有希 |
| 児童・青少年育成課長 | 穴澤 清美 |
| こども家庭部副参事(児童相談所準備担当) | |
| | (子ども家庭支援センター長 兼務) |
| こども家庭部副参事(こども家庭センター) | |
| | (保健サービス課長 兼務) |
| 障害福祉課長 | 江口 尚宏 |
| 健康部長 | 水田 渉子 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康課長	大 網 紀 恵
保健サービス課長	塚 田 正 和
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局参事	山 田 安 宏
教育委員会事務局庶務課長	(事務局参事 事務取扱)
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	塚 本 隆 二
	書 記	堀 真佑夏

8 案件

◎審議調査事項

- 案件第1 第50号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例
- 案件第2 第51号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例
- 案件第3 第52号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第4 子育て及び若者支援について

◎理事者報告事項

【こども家庭部】

1. 児童相談体制の充実・強化について ……資料1 こども家庭部副参事
(児童相談所準備担当)
2. 令和8年4月保育所等の入所状況等について
……………資料2 保育課長
3. 放課後対策事業について ……資料3 児童・青少年育成課長

◎行政視察について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前10時00分開会

○委員長（松村智成） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願ひます。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願ひについては、許可いたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第50号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

保育課長。

◎村松有希 保育課長 それでは、第50号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業等に関し、規定の整備を図るため提出するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

1ページ、第2条をご覧ください。最低基準に満3歳以上限定小規模保育事業の対象となる保育が必要な児童であり満3歳以上のものを加えるため、規定を整備するものでございます。

なお、3歳以上限定小規模保育事業に関する改正は、第6条、第18条、第27条、第29条第2項及び第35条となります。

続きまして、2ページ、第13条をご覧ください。児童対象性暴力等の防止に関し規定を整備するものでございます。

最後に、4ページ、第29条第4項をご覧ください。現在の保健師または看護師のほか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員などを1人に限り保育士とみなすことを可能とするため、規定を整備するものでございます。

なお、小規模保育事業所B型等においても同様な扱いとするため、第31条、第44条及び第47

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

条の改正を行います。

8 ページ、附則をご覧ください。本条例の施行日は公布の日の翌日からとし、第13条の改正規定は本年12月25日からとします。

ご説明は以上です。本議案につきましてよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回、これは昨年の法改正ですけれども、満3歳児以上小規模保育所というのかね、とにかく幾つ類型をつくるのかなという点を私は本当に率直に言ったらあきれられるんですけど、ただ、これは、恐らく国もつくらざるを得なかった、そういう背景があると思うんですが、ここについては何か、どういうことなんでしょうか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 小規模保育事業におけるゼロ歳児から5歳児までの柔軟な受入れというものについて、特例措置としてこれまで一部の自治体で行われておりました。国がその実施状況を踏まえて、子供の保育の選択肢を広げるという観点で意義があるというふうなことで、3歳児から5歳児までが対象となる本事業を全国において実施することとしたとしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この3歳児以上小規模保育所が台東区の現在あるいは当面の見通しで、こういうタイプの保育事業が必要になるような、いわゆる立法事実というのはあるんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 現時点では、区内の保育所については、3歳から5歳児の入所率が83%と余裕のある状況というふうに認識をしております。この満3歳以上限定小規模保育事業を要する状況ですとか、その見通しはないというふうに認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 7月の入園可能数を見ても、例えば区立でいえば、3、4、5歳は、それぞれ26、27、37と空きがあります。あと、私立保育園でいうと、認可保育園でいうと、これもそれぞれ66、87、101という余裕があるわけですね。つまりこのタイプの小規模保育事業を行う客観的な立法事実はないわけですね。

この昨年の法改正は、いわゆるこれだけではなくて、地域限定保育士、これも一般化しているんですね。これまで国家戦略特区しか認めてこなかった地域限定保育士もこれを全国一般どこでもできるようにするという。やはり保育の規制緩和の流れの中であって、台東区の場合には、この間、頑張って相当認可も増やしてやってきて、そして、現在もこの必要性というのはいないわけでありませう。

そういう点では、条例改正そのものが必要なのかという点で伺いたいんですが、国が決めたから条例を変えなければいけないとか、先ほどB型も台東区はやっていないわけで、小規模ね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですから、そういう点では、国が決めたから条例を変えなければならない、こういう義務というのは自治体にはあるんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 本条例に関してですけれども、児童福祉法第34条の16第1項において、家庭的保育事業等の設備及び運営については条例で基準を定めなければならないという規定がございますので、そちらを受けまして、事業実施の有無にかかわらず基準を定める必要があるということで本条例を改正するものでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 国が義務づけてんだよね。これは昨日も質問したけれども、地方自治体と国との関係は、昨日は答弁、明確にありましたよ。対等、平等だと、これはね。それは団体自治というのを明確に憲法で位置づけているわけですから、そういう点では当然のことなんですけれども、こういうものをまたつくって様々な所掌事務を増やすと、あるいは条例を細かいところまで細部までやらなくちゃいけないという状況というのは、地方自治の、自治体にもうかぶせるという、そういう今の国の横暴なやり方というのの象徴的なやり方だなど。しかも子供のためになるのかと思ったら、次の質問になりますけれども、この認可基準ですよ。これでいうと、一番最初のほうにあります。つまり最低基準の目的等、その認可基準ですけれども、児童1人当たりの保育士の配置、あるいは面積基準ですけれども、こういうものはいわゆる国が参酌基準だとか、従うべき基準とかいうのを定めて、これは必要な部分もあるんですよ。従うべき基準にしっかりしてもらわないと保育の質が保たれないという面はあるんですが、ここの3歳以上限定小規模保育所の認可基準というのは、この点ではどうなるんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 今回の3歳以上限定の保育所については、現在の小規模保育事業A型と同様で、保育士の配置は、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人、満4歳以上の児童おおむね25人につき1人、面積は、幼児1人につき1.98平方メートル以上となっております。保育士の配置については従うべき基準というふうになっております。面積は参酌すべき基準とされており、面積は区の実情に応じて異なる内容を定めることも可能というふうなところでございますが、幼児1人につき1.98平方メートル以上というのが認可保育所と同じ面積の基準であることから、今回、国の基準のとおりとさせていただきます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 台東区がその参酌基準であっても、実態的には認可と同じということをきちんとしているというは非常にいいことだというふうに思いますが、全体とすると、やはり子供、特に面積などは参酌基準にしてしまっているという、そういうことを見ますと、やはり保育の市場化というか、規制緩和の流れの中に今回の条例改正もあるということだと思います。

あと、もう1点、今回一番、この後の51号議案にも出てくる、性暴力ですね。児童対象性暴力等の部分のところで、ここの改正条例の13条でいきますと、最後のところに、その他の必要

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

な措置を講じなければいけないというのがありますけれども、この必要な措置というのは何なのかということをお教えいただけますか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 いわゆる子ども性暴力防止法というものの中で講ずべき措置等として、条例に規定しております犯罪事実確認のほか、児童対象性暴力等を把握するための措置として、児童の日常観察であるとか相談体制の整備、また、児童対象性暴力等が疑われる場合に講ずべき措置として、調査ですとか、児童の保護、支援などが定められており、事業者はこの法律の施行後、これらの措置を講じ、児童対象性暴力等を防止することが求められております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 事業者が行うことについて、今、課長の答弁で幾つかありましたけれども、これというのは、いわゆる児童虐待防止、そちらのほうの法律に定められているんですか。先ほど言った法の……

（「50号議案からずれていますよ」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 先ほど答弁されたんでちょっと聞いている。

○委員長 これで1回で、今51号まで入っちゃっているんで、取りあえず50号の内容で。

◆秋間洋 委員 いや、50号にもあるんだよ、同じの。50号と51号は全くかぶっているんだよ。だから最初にやっているわけ。だから、あったらやっていただければいいんじゃない。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 ただいま申し上げた講ずべき措置については、子ども性暴力防止法に位置づけられているものでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどちょっと聞き逃しちゃったものですから、すみませんでした。

これはいわゆる様々なガイドラインというか、これからやっていく上で様々な決まりというか、あるいは事業者という、これ、聞くところによると、台東区も事業者になるわけですよ。ということは、台東区が区立の保育士に対しては、これはいわゆるそういう児童性犯罪歴だとか、このようなものというのをチェックしなくちゃいけないわけだ。これは民間の様々な形の保育事業、あるいは認可保育園も含むそういう事業所が、職員に対して調べました、あるいは調べる義務を負うことを選択する、あるいは調べたということで、認可か何かのシールみたいなもので貼るのかなとか、あと、うちはもうとても体制的にとか財政的にできませんという、やらないという、3段階ぐらいのこの問題での階層ができる可能性があるわけですよ。そういう点では、実効性がね、むしろ逆に言ったら、全くうちはもう手つけられませんというところに、そういう今まで、いわゆる犯罪歴がある、そういう従事者が入り込まないとも言えない、そういうところを選んでいきますね。そういう点では、実効性を高めるために台東区でできることというのは何か考えているんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 ただいま秋間委員からお話のあったとおりで、今回の事業、対象が大変広くございます。義務でやらなければいけない事業者であるとか、認定を受けて対象となる事業者等ございまして、私ども所管する保育園の関係でということでご答弁させていただきませんが、保育園において実効性を高めるためとして、法の施行前には、もう各施設、区内にある施設に対して制度の周知に努めること。また、法の施行後は巡回訪問などの機会に所管行政庁として、児童福祉法としての指導、監督という範囲もございまして、そういった中で講ずべき措置の実施状況の確認、そういったものをして実効性を高めてまいりたいというふうを考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 たしか12月からでしょう、始めるのね。そうすると、そんなに時間ないですよ、率直に言って。今日これが決まって、そして様々なガイドラインというのはまだできていないようだから、これから決まっていくんでしょう。それで12月、そういった様々な指導だとか、あるいはできた以降も、施行された以降も様々なこと指導されるんだろうと思うんだけど、やはりそういう点では、様々なまだ課題がある中でのスタートになるということは、やはり私たちは知っておく必要があるというふうに思います。

この条例全体については、率直に言ったら、国がそういうふうにしたから、台東区もやらざるを得ないという、先ほど、立法事実もなければ、ただ、今言った、児童の性犯罪の問題などはやはり重大な問題でね、私たちも国会でもこれは賛成しております。そういう点では、やはり必要なものだというふうに判断して、条例については賛成と、改正については賛成したいと思います。

○委員長 ほかに。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 小規模保育については、一人一人手厚いきめ細かな保育、保護者とのコミュニケーションとかも取りやすく、選択肢が増えるというのはよいと思います。一方で、集団活動の機会が少なくなってしまうので、専門家の幼児教育の意見がある中でどうなのかなと思うんですけども、もしやるとしたら、その辺りというのはお考えっていかがでしょうか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 先ほど秋間委員にご答弁させていただいたとおり、台東区の中で現在この事業を実施するという予定はございません。中嶋委員のお話の中にあった、集団保育というのが原則というところがありながら、今回例外といいますか、きめ細やかなというところで新しい制度できたわけですので、そういった面、実施は、いや、台東区としては実施は予定はしていませんが、そういった事例がもし出てくれば、そういったところはきちんと見ていきたいなというふうに考えております。

○委員長 中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

負担がうまくいかない場合の受皿としては大変よいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。議案には賛成いたします。以上です。

○委員長 では、大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 小規模の保育事業のA型に区分されるということで、手厚く質の高い保育が期待されます。

今、予定していないということですが、いずれ、今、中嶋委員がお話したように、集団になじめないとか様々な事情でここを造らざるを得なくなる場合も考えられるんですけども、今後開設を考えた際、単に国が定めた基準をクリアしているということだけではなくて、区として子供たちが伸び伸びと健やかな育ちの環境というものをつくっていかねばいけないと思うんですけども、どのように指導していくお考えなのか、それだけ教えてください。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 現在、ゼロから2歳児の小規模保育事業というのは実施させていただいておまして、区のほうで年2回実施する、施設へ巡回する訪問というのをやっているんですけども、こうした中では、例えば外遊びの実施状況がどうなっているかですとか、保育の様子、安全な保育環境が整っているかなど、確認を行わせていただいておりますので、そういった状況で対応していくのかなというふうに考えております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 承知いたしました。

施設が増えていくのは非常に負担も多いと思いますけれども、やはり一人一人の個性に合わせた保育の対応というのはこれからも望まれていくと思いますので、もし開設になりましたら、またきちんと施策をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 ほかは。

そしたら、吉岡副委員長。

◆吉岡誠司 副委員長 私からは、意見ですね。日本版DBSについてですけども、小規模な事業者さんの中にはどう対応すればいいのか、個人情報はどう管理すればいいのか負担になってしまうのかなと思っております。制度開始に向けて、区として事業者への負担軽減のためにどのようなことを行っていくのか、決まっていれば教えていただきたいのが一つと、あと、理学療法士さんなどを保育士とみなせるようになったということで、専門的な知識を持った方がそういった現場に入ること自体、すごく私自身いいと思っております。一方で、条例を見ますと、保育士さんの支援を受けられる体制を整えることが条件になっていますけれども、そうになると、現場にとって保育士さんがフォローに回るという場面も出てくるのかなと思ってます。保育士さんの負担が増えてしまったり、保育の現場が回らなくなってしまうと、本末転倒になってしまうのかなと思ってまして、区として、そういう現場の負担が増えないようにどのようなことをしていくお考えとかがあるのか教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 まず、1点目のご質問です。児童対象性暴力等の防止措置についてですが、こちらは先ほど秋間委員からもお話ありましたとおり、12月の施行ということを抑えておりまして、今年に入りまして、事業者向けのガイドラインが示されたところです。事業者の方への周知はこれまでも行ってきたところなんですけれども、一方で、国が整備するというふうにされているシステムについては、実際の稼働が12月に入ってからというふうに聞いておりますので、引き続き情報収集が必要というふうに認識しております。児童福祉法の所管行政庁として、まずはその制度の趣旨ですとか、申請手続どういったものがあるかということやそういった周知を丁寧に行うことで、事業者の準備を後押しして、負担の軽減につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目の特例配置の件でございますけれども、こちらは副委員長ご指摘のとおり、実務面で課題が生じる可能性というのは想定がされます。現在、区内の保育施設では、こういった専門職の採用はございませんで、現状ニーズも聞いてはいないところでございまして、具体的なシミュレーションまで行っているものではございません。今後、その具体的に配置を検討するとか、そういった場合には、各施設において実践的な指導ですとか、研修が実施できるように事業者と連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 吉岡副委員長。

◆吉岡誠司 副委員長 分かりました。引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○委員長 ほかにございませんね、よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第2、第51号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

子育て支援課長。

◎別府芳隆 子育て支援課長 それでは、第51号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、令和7年内閣府令第1号の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関し、規定の整備を図るため提出するものです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第13条の2として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施事業者に従事者による児童への性暴力等を防止する措置を取ることを義務づける規定を設けるものです。

附則でございます。本条例は、こども性暴力防止法の施行日に合わせ、本年12月25日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、第52号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

保育課長。

◎村松有希 保育課長 それでは、第52号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業等に関し、規定の整備を図るために提出するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。1ページの中ほど、第2条第6号の2をご覧ください。満3歳以上限定小規模保育事業について定義を新設するとともに、第11号の3において、事業に関する満3歳以上保育認定子どもの定義を新設し、このことに伴い、これまで定義の規定が置かれていなかった法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを教育認定子ども、法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを保育認定子どもとする定義を新設いたしました。

なお、教育認定子どもについては、子ども・子育て支援法第27条第1項において、保育認定子どもについては、同法第29条第2項において定められているため、それぞれの規定を引用しております。

この定義の新設により、改正の前後で指している対象に変わりはありませんが、これらの用語が多く用いられていたことから、本条例全体にわたり改正の必要性が生じております。満

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3歳以上限定小規模保育事業に関し、規定の整備を行った主な箇所は、8ページ、第37条第3項、9ページ、第39条第3項、11ページ、第42条第8項、15ページ、第51条の2となります。

17ページの附則をご覧ください。本条例の施行日は公布の日の翌日からとします。

ご説明は以上です。本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

52号議案、よろしいですね。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 52号議案ですけれども、連携施設の確保が義務ではなくなるようなんですけれども、園児から小学校に上がるタイミングというのは、子供にとっても保護者にとっても大きな壁があるかなと思います。これまでのような連携施設という明確なパイプがなく、引継ぎがスムーズにいくのかどうか。地域の中で子供たちが孤立しないように区としてどのように対応していただけるのか教えてください。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 ただいま大浦委員からお話があった部分というのが、第42条第8項の部分に当たるかというふうに認識をいたしまして、こちらの条文ですけれども、連携施設の役割のうち、卒園後の受入れを求めないということを規定しております。これは、今回新しく創設される満3歳児以上の児童というのが卒園後に小学校に進学をすることから、こういったことを免除されているというものでございまして、委員がご懸念されておりました小学校へのスムーズな接続という部分については、こういった連携施設というのではなくて、区としてちいさな芽の接続カリキュラム等ありますので、そちらを活用して対応していくものと考えております。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 失礼いたしました。

(「ちょっとその質問に関連して」と呼ぶ者あり)

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 連携は、当然その3歳児以上限定は、次、小学校行ってしまうんだから、次の受入先というのは義務づけられる必要はないわけだけれども、いわゆる保育士の支援だとか、こういうものというのは残るんですよ。連携園は、そのものは義務づけられるんですよ。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 今回免除されるのは卒園後の受入れの部分でありまして、保育内容の支援ですとか、代替保育の提供については連携施設というものが必要となってまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今この間、政府が出して5年限度にやろうと思って、できなくて、またさら

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に、おとしぐらいに5年延長ということで10年で、多分それもしないと思うんですが、この連携園を義務づけているけれども、実態的には、現場、進まないというのは台東区でも同じで、今現在の時点でどのくらい連携園というのは、いわゆる地域型保育事業でできているんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 今、秋間委員からお話のあった、経過措置、令和11年度までというところでございまして、最新の状況ですが、17園のうちの8園が確保しているというところで、47%というふうなところでございます。

◆秋間洋 委員 結構増えたことになっちゃった。以上です。

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第4、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告ありますので、ご聴取願います。

初めに、児童相談体制の充実・強化について、こども家庭部副参事、報告願います。

こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 それでは、こども家庭部報告事項の1、児童相談体制の充実・強化についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに、項番1、都児童相談所と連携した充実・強化策です。

本区の児童相談体制について、これまで区立児童相談所の設置検討を進めてまいりましたが、今後は(仮称)北上野二丁目福祉施設の開設を見据え、都立児童相談所と連携し、段階的に充実・強化してまいります。

まず、(1)、本年度中には、日本堤子ども家庭支援センター内の連携拠点において、都児相職員の勤務日数増を図り、連携を強化いたします。

なお、これまで週1日、2日程度の勤務のところ、現在は週2日以上勤務に増やしていただいております。

次に、(2)、来年度中には、墨田区内に新設予定の新都児相において、台東区専任の体制が取られることに伴い、現在の連携拠点を(仮称)新都児相台東オフィスとします。その台東オフィスでは、新都児相職員の勤務日数の増に加え、虐待以外のケースについても広く相談できる体制に充実されるため、区において新都児相とのケースの相談、共有を図る連絡会議を設置するなど、さらなる連携強化を図ります。

さらに、(3)、令和11年度中には、(仮称)北上野二丁目福祉施設の開設に合わせ、日本

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

堤子ども家庭支援センター及び台東オフィスを同施設内に移転し、台東オフィスにおいては課長代理級の新都児相職員が配置されることから、区が主催する会議への参加拡大などを進めてまいります。

なお、2ページ目の別紙1は、ただいまご説明しました資料本編を図示したもの、3ページ目の別紙には、新都児相が（仮称）北上野二丁目福祉施設に移転した際の5階執務スペースの配置イメージでございます。それぞれ後ほどご確認ください。

次に、項番2、今後の対応です。新都児相との具体的な連携内容について及び本区、新都児相、墨田区、三者間の連携交流事業について、引き続き協議を進めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 新都児相台東オフィスですね。今度、これからの子ども家庭支援センター、これがきちんと連携していくことが非常に大事であります。そういう点で、やはり痛苦の教訓を私たちはしたわけで、令和5年の4歳児の虐待死ですが、この教訓をこういう体制整備する中でどうやって生かしていくのかと、ソフト、ハード、そういう面でお伺いしたいと思います。

○委員長 こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 令和5年の死亡事例により、ケースの状況について、児童相談センターなど、関係機関への相談、共有体制の強化が課題の一つとして認識したところでございます。それ以降、児童相談センターと意思疎通を深めながら、ケースの迅速な共有はもちろん、都と区で実施する合同研修などを通して、さらなる関係性の構築と双方の知識の技術の習得を図ってまいりました。また、区が開催する会議にも児童相談センターの職員にご出席いただいて、専門的な助言や提案をいただいているところでございます。

今後、台東区オフィスでの勤務日数が増えることで、来年度には都児相に相談できる範囲の拡大やケースの相談などを行う連絡会議の設置を予定しております。より一層、都児相と区で緊密に連携しながら児童虐待の防止に全力を尽くしてまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この問題は、やはり何回指摘しても指摘し過ぎはないぐらいのね、つまり東京都が運営している児相と、あと、台東区の子ども家庭支援センターとの意思の疎通とか、あるいは、何ていうんですかね、情報の交流とかいうものの決定的な不足、あるいは、私は本当に一番あれだったのは、台東区が子供のあざとか傷があったわけだけれども、あのときに口頭で児相に報告しながら、当時の児相は、もう自分から手を離れたところだということで、なかなかそこについて深く入ってこなかった。台東区も文書としてきちんと上げなかったと。それは上げてもなかなか取り上げてもらえないという過去があったのでという率直なあれがあったわけですよ、報告が、答弁もあって。

私はこれは本当に事実にきちんと向かい合う上で大事な認識だと。だったら、これからそう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということがないようにするにはどうしたらいいのかという角度で、今回もこの児相の整備、私はもう間違いなくそのそのそごが出ないのは、台東区立児相をつくるしかない。これが究極の選択ですよ。

だけれども、今回はそれに向けてということじゃないんだろうけれども、少なくとも新宿とこちらにあるところのその情報の交換や意思の疎通については、改善していくということを今答弁でもあったんで、これはもうそうやって頑張っていたきたいなというふうに思っているわけでありまして。

今回この連携、その連携とか、あるいは連携する上でも職員の体制というのがすごく大事になると思うんですが、私はこの間、前回もこの報告があったときに、答弁で、ずっとこれは8年間この家庭は要保護家庭として、子ども家庭支援センターと関わってきたわけですね。8年間ですからね、あの家庭はね。亡くなった子供ができてからは4年ちょっとですけど、という中で、そこを担当している、チームで担当するわけだけれども、主担当の相談員と、あと、サブでつく相談員、これほとんどが非常勤なんですね、会計年度で。これというのがやはり系統的なフォローをやはりしていく上で課題があったんじゃないかって、私、指摘してきました。たしか3回替わっているんですよ、主な人たちがね。それは児相から手が離れてからだと思うんです。

そういう点では、やはり常勤相談員の配置についての認識というのは、子ども家庭支援センターですよ、はどうなんですか。児相も相当非常勤が多いんですけども、その辺について、改めて現在よりも厚くしていくという方向なのかどうか、これは伺いたいと思います。

○委員長 こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 常勤の相談員の配置につきましては、年々増えているところでございます。引き続きこの常勤職員の配置も含めて、人員体制の強化には努めていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひ、うち非常勤の人が何とかだというわけじゃないですよ。非常に専門的な知識があるのは、むしろ非常勤の人たちが専門家が多いわけで、そういう点では、その人たちも大事だし、あるいは先入観を持たないと、先入観を持ったことがというのがこの4歳児の問題でもあったわけだから、そういう点で先入観を持たないという点では、一定の入れ替わりというのは大事なんだけれども、しかし、やはりずっと地域のことがよく分かる区の常勤職員というの、人事異動もあるかもしれないけれども、やはりこういうのを育てていくと。あと、子供の心理に寄り添えるような専門家もきちんとその中で育成していく必要があるというふうに思います。

それで、その上で、この子ども家庭支援センターの対象になる要保護児童、これは今、子家センで頑張っていて、この事件も教訓にしながら、子供の心理の専門家の体制を厚くして今やっているというふうに伺っていますけれども、これは、台東区の子供全体を見ると、子家センだけ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃないんですよ。

例えば、これはこの後も聞こうと思っているんですけど、待機児童のところで聞こうと思っ
てんですけども、例の区内の企業型保育所、パンダ託児所ですけども、ここで起きた虐
待ですね。これは子供の、児童、心傷ついているわけですよ。いまだに、昨日もその母親と私
電話しましたがけれども、いまだにこういう感情の起伏の激しさというのを残している。そう
いう点では、その子は別に子家センの要保護じゃなかったわけだから。つまり保育園で虐待を受
けてそうってしまったわけだから、そういう点では、やはり私は、今度こども家庭部ができた
のを機に、やはりそういう不適切保育、あるいは様々な形で傷つく子供の心のケアを行って
いく体制というのをそのこども家庭部内にきちんと整えるべきじゃないかと思うんですが、そ
の辺についてはいかがですか。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 子供施策全般に関わることですので、私のほうからお答えさせ
ていただきます。

秋間委員がおっしゃるように、不適切保育などで傷ついた子供に対して心のケアを行って支
援するという事は非常に重要なことだと認識しています。

今現在、不適切保育などが起きた場合にどのように対応していくかというのは検討を進めて
いるところでして、その心のケアを行う体制づくりに関しても、その中で検討を進めてまいり
たいと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当に私たちが想像できないようないろいろなことが現実子供の中で起きて
いるというのは、私もここ数年、本当に実感しているんですね。そのぐらいもう社会がなかな
か孤立化と、大人自身も大変な状況であるというのも分かるんです。ただ、やはり行政はそこ
のところでしっかりとセーフティーネットの役割を果たしていただきたいということだけ申し
上げておきます。以上です。

○委員長 ほかにごぎいせんか。よろしいですね。

吉岡副委員長。

◆吉岡誠司 副委員長 すみません、私から2点お伺いいたします。

これまで区立の児童相談所の設置を検討してきたと認識をしているんですけども、今回、
東京都との連携強化というところで、区立の児童相談所の設置については見送る方向になった
という理解でよろしいでしょうか。あと、そういった判断になった大きな理由とかありましたら
教えていただきたいです。それが1つと、台東オフィスについてなんですけれども、資料を
見ますと、職員の勤務日数を増やすというふうにあります。児童虐待の対応というのは、や
はりスピードが大事なのかなと思っております。台東オフィスでどこまで対応できるのか。一
時保護が必要な場合にはその場で判断できるのか、それとも、墨田区に一度確認して対応する
形になるのか、そういった実際の流れなど決まっていたら教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 こども家庭部副参事。

◎小野田登 こども家庭部副参事 まず、1点目のご質問についての答弁となります。

区児相の設置の検討につきましては、一旦白紙に戻しまして、ただいまご報告しましたとおり、今後は都児相と連携強化を図りながら児童相談体制の充実に取り組んでいきたいと考えております。また、このように判断した理由についてですが、区児相と、また、併設を基本とする一時保護所を設置できる場所の確保が課題であったこと、また、加えまして、開設、運営に必要な専門人材の確保、育成についての課題という状況がございました。そうした中におきまして、墨田区への新都児相開設に係る協議におきまして、東京都より、都児相と子ども家庭支援センターとの連携強化策が示されましたので、区児相設置ではなく、都児相と緊密に連携しながら児童相談体制の強化を図るとのこととさせていただきます。

続きまして、2点目になりますが、台東オフィスの判断の範囲というご質問だったと思いません。

まず、判断の内容によりますけれども、例えば一時保護を行う権限につきましては、児童相談所長にございます。新都児相の所長につきましては、墨田区に籍を置く者と考えられます。そのため、台東オフィスに常駐する職員のみでの判断は難しいと考えておりますが、墨田区と台東オフィスで物理的に離れておりましても、電話ですとか、オンラインで、現状も同様になりますけれども、迅速に共有、相談が図られまして速やかに判断されると認識しております。

○委員長 吉岡副委員長。

◆吉岡誠司 副委員長 分かりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○委員長 そうしましたら、じゃあ、そしたら、ただいまの報告については、ご了承願ひます。

○委員長 次に、令和8年4月保育所等の入所状況等について、保育課長、報告願ひます。

保育課長。

◎村松有希 保育課長 それでは、報告事項、こども家庭部、2番、令和8年4月保育所等の入所状況等についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

初めに、項番1、全体の概要です。定員は4,288人で、昨年4月との比較で81人の減、小規模保育所1園の閉園や3歳以上の入所者数を考慮して定員を減少したものでございます。園児数は3,762人で9人の減ですが、ゼロから2歳児は79人の増、一方、3から5歳児が88人の減となっております。入所率は87.7%で1.4ポイント増、待機児童数は令和5年から3年間ゼロでしたが、今回は5人、全て1歳児でございます。

項番2、類型別の入所状況です。まず、区立・私立認可保育所は、先ほど申し上げたとおり、3歳以上の入所者数を考慮して定員を減少しております。認定こども園は前年と同様で、引き続き高い入所率となっております。小規模保育所は、昨年度末、蔵前らる小規模保育園の閉園により、定員が11人減となっております。事業所内保育所は園児数が定員に達している状況で、家庭的保育事業は前年と同様です。最後に、居宅訪問型、こちらはベビーシッターですが、利用

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が1人増となりました。東京都が独自の基準により設置した認証保育所や国が仕事と子育て両立のために推進する企業主導型保育所については記載のとおりです。

参考として、5年間の推移を記載しています。入所率については、定員変更等により供給を調整することでやや上昇をしております。一方で、4年ぶりに待機児童が発生したことについては、小規模保育所の閉園や緊急保育室の終了などが原因の一つと考えております。就学前人口の動向や保育ニーズを注視しながら、適切な保育提供体制を整備してまいります。

次ページをご覧ください。項番3、認証保育所の廃止です。

事業者からの申出により、認証保育所の廃止を行うものです。施設名、所在地、定員及び入所者数は記載のとおりで、(4)在園児の対応ですが、令和9年3月末の閉園に向け、転園に関する支援を行っているところでございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

本日委員。

◆本目さよ 委員 令和8年4月ということで、待機児童が5名発生、久しぶりにしてしまったということで、4年ぶりですね。1歳児が待機児童発生ということですが、私個人的には、第1子の無償化が浸透してきて待機児童が発生したのかなという気がちょっとはしているんですけども、ちなみにエリア別にはどのような内訳、昔は何か出ていたと思うんですけど、今回はどんな感じなんでしょうか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 エリアにつきましては、特に地域的な偏りはなく、北部で2名、中央部で1名、南部で2名でございます。

○委員長 本日委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

何か北部だったら入れるところありそうだなって、今ふと聞いていて思いましたが、ちなみにこの待機の方々は現在はどうな状況なんでしょうか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 5名のうち3名については、5月以降に入園が決まっております。また、1名は区外転出により申請を取り下げている状態でございます。

○委員長 本日委員。

◆本目さよ 委員 大分5月でサポートできたんだなと思ってちょっと安心しました。

定員がすごく減っているので、これの成果と思いきや、基本的には、ゼロ、1、2については、小規模園以外は恐らく減っていないのかなというふうに思っていて、じゃあ、今後、物すごく、この対象の保育園対象の入所したいという児童が増えるのかというところが、恐らくまだ見えない、どれくらい入所したいのかな、入所率だったりとか、保育の無償化で入所率、もしかしたら上がっているかも、ゼロ歳からの希望率、上がっているかもしれないんですけど、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その辺とかも踏まえて、今後、待機児童ゼロを目指すというか、ゼロが基本なんですかね。どういうふうに対応をしていくんでしょうか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 令和6年度から出生の数が増加に転じておりまして、今委員からもお話ありましたとおり、ゼロ歳児から2歳児までの入所率、平均すると93%、特に1歳児が98%となっております、余裕があるとは言い難い状況かなというふうに認識しております。また、先ほどお話にありましたとおり、第1子無償化であるとか、働き方の変化を背景に保育のニーズも伸びているというところも全体として伸びているというのはございます。

こうした状況が今後も続いていくのか、例えば出生数の増加が今後3歳児クラス以上の入所率に影響してくるのかとか、そういうところの分析はちょっと現時点では難しいところがあるなというふうに感じております。

そういった中で、ゼロから2歳については出生が増えているので、来年についても余裕のない状況の中で入所調整を行っていかねばならないのかなというところは想定しております。現在もやっているところではあるんですけども、最新の空き状況というものは随時更新して案内をしながら、丁寧な入所調整を行っていくと同時に、事業者さんのほうにも協力をお願いして、今ある定員の確保というところには最大限努めていきたいなというところ、それをしながら、保育のニーズ、人口の動向がどういうふうに動いていくかというところを注視して適切な提供体制の整備というのを努めてまいりたいと考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 最新の状況をオープンにされているんですけど、もうほぼほぼ年度途中では入れなくなっちゃっているんですよ。なので、ちょっと気になっているのが、育休がないフリーランスの方や自営業の方、経営者の方は途中で産休終わって、まあ、産休そもそも取るのかというのはありますが、終わった後にもうどこも行き場がない可能性がある。ただ、待機児童のベビーシッターは今年もあるので、どうにかそちらで乗り切ってほしい。あとは認証とか認可外でどうにか乗り切れるといいなというふうには思っているんですが、具体的に、じゃあ、多分保育園を造るということは恐らくない、今のところ計画にはないと認識しています。その上で、今ある資源を活用するためにちょっと一つ認証保育所について提案させていただきたいと思います。

現在、認証保育所は保育の必要性がなくても第1子無償化の対象になっています。一方で、誰でも通園制度は月10時間の上限があって、1時間300円の自己負担があります。なので、今、週5日、1日6時間、認証保育所に預けていけば、120時間をクリアするので、無料で預けられます。でも、誰でも通園を月10時間使えば、最大3,000円かかるという状況になってしまっているんですね。これ、ずっと実は続いてはいて、第2子無償化のときもちょっと気にはなっていたんですが、ただ、やはりどうしてもつらいよとか、育児ストレスあるよみたいな人がすぐ預けられる場として、あってもいいんじゃないかというふうに私自身は思っていたので、今

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

までちょっと黙っていたところはあります。

ただ、今、保育を必要とする人がもう入れない状況でもあるときに、保育が必要なくても長時間預けられるというところについては、ちょっと逆転が、どうなのというところで、制度の公平性の観点からも、私からも子育て支援をって言っている身としては、すごく言いづらいんですけども、ただ、ここを見直す必要があるんじゃないかというふうに思っています。

さらに、認証保育園、これちょっと厳しくするみたいな話ですが、でも、ある自治体とかだと、もう保育園、保留児童にならないと認証の補助金出ませんよ。だから、認可、まず申し込んでくださいね。それで落ちた場合だけ認証の補助金出ますよ。最初から認証申し込んでたら補助金はない、全額自己負担ですみたいなところが、この3月までであったというふうに聞いています。そこはもうちょっと緩めたという話は聞いていますが、ただ、保育の必要性は、補助金に関してはあってもいいのかなど。もちろん自腹で預けたいよというのは全然否定するものではないんですけども、そういう意味では、そこは考えていただきたいなと思います。

一方で、使い方としては、後で請求する。自己負担を月7万円、8万円とかを払っておいて、3か月ためて、後で区に請求して補助金をもらうという形だと思うんですね、今。ただ、墨田や荒川、お隣の区、囲まれているところでは、代理の受領方式を導入していて、保護者が一旦立て替える必要はなくて、区が直接施設に支払う仕組みです。無償化の要件を保育の必要性に絞るというところもセットで代理受領の方式の導入によって保護者負担は軽減して、認証保育所、潰れてしまってはやはり困る。保育園が悪いわけではないけれども、今回閉園という形で定員が減ってしまう。さらに多分厳しい状況になる中で、保護者負担であったりとか、認証保育所を応援するという意味でも、保護者が認証を使いやすいように、通っている人から聞くと、すごく認証は手厚くていいという話を聞くんですね。保護者向けのサービスが手厚くてという話を聞くので、そのよさも使っていただきつつということで、その辺検討できませんかね。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 区では、認証保育所と認可外と使われたときの保育料助成に当たって、施設等利用給付認定、いわゆる保育の必要性というものは現状求めておりませんが、月120時間以上の利用契約を交わしていることを要件としておりまして、こちらで一般的な保育標準時間である120時間を求めているというところで、保育が必要とされる家庭を想定した補助というふうに考えています。

しかしながら、ご指摘のとおり、保育の必要性がない方もご利用されている可能性というのはゼロではないのかなというところありますので、制度の公平性の観点からは、例えば就労証明書の提出を求めるなど、そういった保育の必要性の確認を今後求めていくかについては検討が必要というふうに認識をしております。今後、制度を利用している世帯に対して、就労時間等の実態把握など、まずはそういったところを把握した上で、今後の方向性については検討させていただければというふうに考えております。

2点目の代理受領方式についてですが、ご指摘のとおり、現在は四半期ごとの償還払いとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う形で助成をさせていただいております。他区において、そういった事例で取り組んでいらっしゃる自治体があることは認識しております。新しい方式を取り入れるに当たっては、保護者の利便性は当然向上するものと認識しておりますが、その課題もございますので、認証保育施設等にもヒアリングを行って、課題の洗い出しをして、こちらについても実施に向けた方法を検討していきたいと考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 認証保育所も多様な保育の一つとして大事だというふうに考えているので、なるべく支えながら、どう公平にしていくかみたいなのところも、そして、待機児童が発生しないように、働きたいけれど働けないよとか、保育が必要なのに入れないよみたいなのところが大変な思いをする人がより減るように、認証保育所のこのポピンズさんが廃止になることで少なくともゼロー1だけで11名定員が減ってしまうんですね。結構これは大きいなというふうに思っているんで、ぜひ何かほかの代替手段も含めて、どんなことができるのか考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 少しまた潮目が変わってきたなというのは、この3年ぐらいですかね、感じています。これは本目委員と全く同じ感覚でありまして、ただ、さらに実相に迫るといのは大事だというふうに思っているんですね。

これは毎年聞いているんですが、いわゆる私はやはり、今保育の必要性という言葉がもう当たり前のように、もう子ども・子育て新制度ができて11年ですから。昔は保育に欠けるつっていたんですね。これは児童福祉法からすれば、子供は愛護されなければいけない。その立場でいえば、保育に欠ける状態は自治体は放置してはいけないという立場なんです。そういう角度からしたら、やはり私は、新制度についての議論はもう何回もやっているからあれですけども、しかし、やはり子供の目線から、つまり親の目線じゃなくて、子供の目線から見たときに今はどうなのかという点を、やはりこどもの権利条例やるわけですから、そういう点では、やはりこの保育の問題で、その角度からの実相に迫ることをやる必要があるというふうに思っています。

いつも聞いておりますけれども、いわゆる認可園を申し込みながら、入れなかった子供がこの春何人出て、そして、その内訳はどういう理由でだったのかという、この辺を教えてください。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 申請をした結果として未入所の方の総数は、待機児童を含まない数として276人でございます。内訳といたしまして、育児休業延長の意向がある方が94人、特定の保育園を希望されている方が146人、企業主導型などを利用している方が36人となっております。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 これって2年連続の傾向なんですよ。というのは、育児休業延長の意向というのは、あれをもらって、つまり認可に入れなかったというのをもらって、そして、育休の延長をやるというニーズ、これが一時すごく高かったわけですけど、これはどんどん減っているんです。去年、おととしが、おととしのは出ていないな。105人いたんですね、去年がね。それが94に減っていると。逆に特定の保育園を希望されているのに入れないという、こういう子供が129だったのが、今回146と増えているんですね。これは去年もおととしよりも増えたんです。ですから、この辺は2年連続でこういう傾向がある。

そう見ますと、やはり先ほど保育の必要性とか、欠けるとか、その概念は別にして、そういう層が明確に出ていると思うんですね。その中で、まず、特定の保育園を希望されているというのは、またちょっとおさらいになってしまうんですけど、これはどういうカテゴリーなのか、これについて教えてください。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 国の待機児童数の調査があるんですけども、そちらの調査要領を踏まえまして、希望園が一、二園、また、近隣に通所可能な保育園があるにもかかわらず、園を限定して希望している場合を特定の保育園希望というふうにしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどちょっと先走っちゃいましたけれど、そういう、つまり1園、2園の人たち、3園以上申し込んでいないと待機児に、待機指定から除かれてしまうということなんですね。だから、そのこのところかというと、やはりその層が去年よりも今年また増えたということは、ある意味、非常に希望する園に、何たって、そこに行かなければ働くことというのもしできないとか、そういう切実なものですから、そういう点では、それはもうわがままでよと、遠いからとかいうのというのは、絶対当たらないわけですよ。これは完全な待機児であって、本来であれば、5人ではなくて146、146人がプラス5人、149が待機児と見るのが、私は、これはやはり正確なんじゃないかと。そういうのを見とかないと、先ほど本目委員も言ったような様々な形の多様な保育事業ができています。保育施設があります。だけれども、それでも対応し切れない。やはり根本のところが増えてるものをいろいろ、3歳児以上限定小規模とか、何か訳の分からないようなたくさんつけたって解決しないということなんですよ。台東区がやはりこの認可保育所をきちんと柱に据えて、もちろん認証も否定しないですよ。否定しないけれども、もう時代は終わったんだと思うんだ、私は。やはりそれは認可園が全てというわけではないですけども、やはりそこを軸にした待機児童対策をやらないと、また駄目な時代に入ってきたのかなど。ただ、それだけ台東区は就学前の子供たちが増えてきているというのは、これは希望でもありますから、そういう点では、住み続けられる台東区、特に子育て層が住み続けられる台東区というのを本当に考えたときに、ここの対策というのは本当に大事なということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

それと、最後に1点です。先ほどちょっとどうしてもこれは今日言いたいことなんです、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

例の企業主導型保育所、今回41人ですか、いますね。台東区の子供もいるって聞いています。例の浅草のパンダ託児所ですけれども、これ東京都により虐待認定がなされたわけです。今回の41人の中にこの施設に通っている台東区の子供がいるのか、これをまず教えてください。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 こちら41名の方の中には、パンダ託児所に通われているお子様が6人含まれております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは、一時、この虐待認定が東京都が公表して、そして、報道番組でも2回ほど取り上げられてですね、なって、様々な監査を受けて、あるいはこの虐待を起こした保育関係者というか、これに対する教育とか、あるいは様々、これは台東区も協力したようすけれども、というのをやられたということを聞いています。よくなってくれるということを祈っていますけれども、今6人、台東区の子供がまだこの託児所にいるんですね。

私は、先ほどの児童の性暴力とは違うけれども、子供への虐待というのをやってきたところというのが、そう簡単に、私は、そこからももちろんいろいろ反省文書いているですよ。東京都だって、何だ、これは児童育成協会が出したのでも、指摘指導要綱について、改善報告書の提出を示し、提出がされているというふうにありますよ。だけれども、そう簡単に私はなるのかなっていったら、この児童育成協会は、この虐待だけではなくて、保育の様々な加算がありますね、事業所がもらえる。加算について不正な申請がなされていた。連携加算について不適正な申請がなされていたって。つまり、金も不正な申請していたところなんですよ。

ところが、そういうところを台東区は手も足も出ない。全部児童育成協会。東京都があれだけ問題になったから重い腰を上げてやったけれども、今のところ、また夜中の1時過ぎもこうこうとした電気がついている、そういうところになっています。私は非常に子供たちが心配です。そういう点では、だからといって何だということはもちろん即断できないけれども、言えないけれども、しかし、その後の私は指導監査等というのが、東京都や、台東区はそういう権限ないけれども、どうなっているのかについて知りたいと。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 東京都では、現在も文書を提出させて終わりということではなく、月に1回の頻度で巡回指導を実施しております。こちらについては、区のほうにも連絡をいただいて、区の職員も同行させていただくようにしております。また、区の巡回指導はこの都の巡回とは別に、また園のほうにお伺いさせていただいて、保育をされている具体的な場面を見せていただきながら、その場での振り返りですとかアドバイスをすることで改善に向けた指導というものを継続をこれからもしていくところでございます。

通われているお子さんの様子についても、うちの区の職員も定期的に行っていますので、お子さんとちょっと顔見知りになったりとか、そういった状況も生まれてきておまして、そういったお子さんたちの最善の利益が確保できるような、そういったような視点で、私どもも引

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

き続きその運営が行われていけるように東京都と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど見相のところでの議論の中で、こども家庭部に心のケアをする体制を取ってほしいということを行いましたけれども、ぜひそういう角度で、今行かれていることで、前はもう誰が行っているかも分かんなかった。企業主導型は台東区民が何人行っているかも分かんなかったわけだけれど、ここまで、これは問題になったからかもしれないけれど、しかし、やはり企業主導型の私は闇を、やはり児童育成協会というところの、率直に言ったら、保育になっているのかという、そういうところも含めて、もちろん頑張っているところもあるのも見てきました、私。だけれども、こういう子供の人權に関わる重大な問題を起こしたところは、私はやはりこの系統的に子供の心のケアと併せて見ていく必要があると。

というのは、実は、もう一人、今年ここを卒園したお子さんで、実は台東区の子供じゃないんだけれども、もう1年生から学校に行けなくなっている子がいます。それがこの虐待と関係しているのかどうかというのはあれで、少なくとも保護者はそう思っている。やはり心の傷ってそう簡単に癒えないんですよ、長い間。しかも抵抗できない、声も発せられない、大人のそういう中で。だから、そういう点では、私、そして、それを抗議に行ったら、全部弁護士に言ってくれと。今現在ですよ、そこの園長じゃないわ、副園長は、全部弁護士に言ってくれ。つまり一つ一つそういうしんどいことに対応するという責任感もない。私は本当にやる資格あるかって、私は個人的には思いますけれども、そういう状況だということは、私、議会の場ではっきりと言っていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、放課後対策事業について、児童・青少年育成課長、報告願います。

児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 それでは、放課後対策事業についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、こどもクラブの利用状況です。表にはこどもクラブ名、定員、4月1日時点の利用者数、その学年別の内訳、最後に待機児童数を記載しております。表の一番下の行、合計をご覧ください。本年度の各こどもクラブ合計の定員は1,759名でございます。昨年度4月と比較して40名分増えております。利用者の合計は1,579名で、前年度と比較して7名の増でございます。

次に、表の一番右、本年4月1日時点の待機児童数ですが、60名でございます。待機となった方々には、入所可能なクラブや放課後子供教室、児童館でのランドセル来館、小学校3年生

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

までを対象としたベビーシッター利用支援事業をご案内しております。

続きまして、項番2、放課後子供教室の登録状況です。表には放課後子供教室実施校ごとに在籍児童数と、そのうち放課後子供教室の利用登録をされた登録者数、その学年別の内訳を記載しております。実施校の合計となります表の一番下の行をご覧ください。利用には毎年度登録が必要であり、4月末日現在の登録者数は、実施校の全児童数6,105名のうち3,468名、56.8%の児童が登録されております。登録者の傾向としては、例年と同様、低学年の児童が多くなっている状況です。

続きまして、項番3、田原小学校放課後子供教室の実施についてです。

(1) 概要につきましては、記載のとおりですが、令和9年度から田原小学校において放課後子供教室を実施いたします。これにより、同年度から実施する予定の金曾木小学校と併せ、放課後子供教室の全校展開が完了いたします。

次に、(2) 運営事業者につきましては、近隣の田原こどもクラブの運営事業者に委託することとし、その適正について審査を行います。

最後に、(3) 今後の予定につきましては、本委員会終了後、保護者等に説明を行い、運営事業者の審査を行います。その後、令和8年第4回本委員会にて審査結果を報告し、令和9年4月、運営開始となります。

ご説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

では、中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 田原小学校の放課後子供教室について、地域の方からも多く問合せをいただいておりますが、ようやく来年の4月からの実施ということで、よかったです。

1点要望なんですけれども、昨年夏なんですけれども、田原小の体育館のクーラーが効かなかったときがありまして、実施に当たっては空調設備についてもきちんと対応をしていただかないと、大変暑いので、改修前の空調設備の対応をお願いしたいのでよろしくお願いたします。以上です。

○委員長 要望でよろしいですか。

◆中嶋恵 委員 はい、要望で。

○委員長 では、秋間委員。

◆秋間洋 委員 去年でしたか、おとし、一昨年からでしたっけね。待機児を国基準にした。つまり今回の60人の待機児童というのには、近隣クラブに空きがある場合の子供は、これは入っていないわけなんですけれど、何人になりますかね。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 待機児童を国基準に変更したのは昨年からとなります。今回報告しております待機児童数60名に含まれていない、利用申請したものの、入所となっていない児童数は77名となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 去年と比べるとどうなんですか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 7年度は43人でしたので、34名増となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これもまた2年連続で増えているんですね。先ほどの第3希望園以上のところと同じでありまして、そういう点では、やはりこのこどもクラブの今後のニーズというかな、そのようなものを見ていくのは、もちろん保育園のニーズを見ることと一緒にいただければ、しかし、やはりそういう点では、この77というのは、数字というのは、去年よりも増えているということも含めれば、やはり今後、こどもクラブそのものを、3か年計画は1回終わって、そして、新しいまた様々な対策をやったり、放課後子供教室、全校でやるとかやっているけれども、しかし、こどもクラブというのは、それで代われないものがあるわけで、そういう点では、やはり増設も含めて、私は民設民営は反対だけれども、しかし、それでもこれだけ増えてくれば、やはり待機児童対策は引き続き設置してやる必要があるということだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長 ほか。

石川委員。

◆石川義弘 委員 すみません、今日は委員の立場で一つ聞きたいと思います。

田原小学校の放課後関係、来年の4月まで、そういう意味では待たなければいけないんですが、今現在どういう状態になっていますか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 現在、保護者の皆様、PTAの皆様に校庭開放等行っていただいておりますが、そこに子供が多く来校して、保護者の皆様の負担が大きいというお話は何っております。

○委員長 石川委員。

◆石川義弘 委員 ちょっと私のほうにも要望来ているんですよね。それで、やはりその保険の問題だとか、責任の問題だとか、PTAが今受けなければいけないという形になっているようなところがあるみたいなんですけど、その辺はどうなんですか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 そうですね、保護者の皆様に現在子供の数が多いというところで負担をかけております。安全面についてもなかなか厳しいという状況、いただいております。この後、少しちょっと現場の皆様のご意見もお伺いしつつ、何かできることがあるのか検討する予定でおります。

○委員長 石川委員。

◆石川義弘 委員 すみません、これまだ4月まで10か月近くあるんで、その間に何かあった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ら、これは事になりますので、ぜひしっかり要望も聞いて、内容も精査していただいて、問題が起こらないような形にしっかり収めておいていただきたいと思うんですが、これはしっかり要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかがございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

第20期議会運営に関する申合せ事項により、特別委員会の宿泊を伴う視察については4年間で2回とするとされており、4特別委員会の委員長で協議を行った結果、本委員会は、今年度行政視察を実施することとなりました。つきましては、本件について、議長に実施の申入れをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

視察日程については、諸般の事情を勘案し、資料のとおり決定させていただきたいと思えます。

次に、視察都市及び視察テーマについては、資料のとおり、正副委員長案を作成いたしましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、お尋ねしたい事項と視察日程の詳細については、決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 案件第4、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

本目委員。

◆本目さよ 委員 6月3日の台風に伴う影響についてちょっとお伺いさせてください。

大きく2つ。まず、1つが、最初にちょっとお伝えをしておきたいのが、台東区は学校が休校になってもこどもクラブは朝からやるみたいなのが物すごくすばらしいなというふうに思いました。近隣自治体、朝から学童がないから、だから、学校を休校にしなかったよみたいな話とかも聞いていたので、子供のためにも、また、どうしても働かなければいけないエッセンシャルワーカーのためにもすばらしい対応をしているなというふうに思います。

その上で、浅草橋のこどもクラブが現在スポーツプラザ2、3階に変わっているよというふうにホームページに出ているんですけども、これは台風の影響か何かなんですかね。教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 台風6号の影響により、浅草橋こどもクラブが利用している旧柳北小学校1階部分に浸水が生じました。そのため、現在、浅草橋こどもクラブは、隣接する柳北スポーツプラザの2階、3階に一時的に運営場所を移しております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 浅草橋こどもクラブ、物すごく定員数が多いですね。145名、利用者数は123名かな、ということですが、それ全員入れているのか。また、復旧とか代替施設、入っていないとしたら、確保に向けた、今現在どういうふうに対応しているか、状況と、これからも分かれば教えてください。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 現在、過密にならないように柳北スポーツプラザの2階、3階に比べて、柳北スポーツプラザのアリーナですとか、あとは、近隣の浅草橋区民館を利用して運営を行っております。6月中については場所の確保はできております。それ以降については現在調整中です。また、復旧につきましては、現在調査をしているところと聞いております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひちょっと引き続き、どうなっていくのかみたいなどは、この委員会、次、9月とかだとは思いますが、報告いただきたいなというところと、あと、子供たちがやはり環境がまた、4月から始まって、もう今6月ですぐに変わっちゃってみたいところで、ようやく慣れてきたところだとは思っているので、その辺のケアもできるようにどうか区としてやっていただきたいなというふうに思います。

あと、もう一つ、神田川がレベル4に、発令がありまして、こどもクラブのほうは、恐らくクラブによってお迎え要請があったのか、なかったのかなみたいなどころだとは思いますが、保育園のほうでは区内全域で保護者へのお迎え要請が出たような印象を受けています。幾つかご連絡をいただいています。ただ、それ、神田川とは明らかにハザードマップで関係のない北部地域の保育園でも、なるべく早く迎えに来てほしいみたいな感じでご連絡が来ていたというふうな話なんですけれども、これは何でなんですかね。

○委員長 これってどこが答えられますか。

保育課長。

◎村松有希 保育課長 区では、風水害時の認可保育所等の運営に関する判断の基準を設けているほか、施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域の中に入っている施設においては、それぞれ避難確保計画というものを定めております。

先日の台風6号の際には、神田川の浸水想定区域外の施設においても、委員からお話のあった、早めのお迎えを呼びかけるといった対応があったことは把握しております。今後、今回の事例を機に、そういう避難確保計画に基づいて、施設がその気象状況に合わせた対応ができ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るようということ、また、今回、防災気象情報が見直されたということもございますので、そういったことも含めて、施設のほうには改めてそういう適切な対応ができるように周知を図るとともに、私ども巡回指導に伺う際には、そういった点について注意喚起を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 最後にします。せっかくの、被害がそんなに別に大きくはなかったこの台風をきっかけとして、ぜひ私立園も区立園もそういった対応をされていたということで、区立大丈夫かなというふうな、ちょっと気にはなっているんですけども、ただ、やはり難しい、神田川のときと荒川のときと恐らく対応が違って、じゃあ、どうすべきか、2階に避難するだけでいいのか、じゃあ、2階がない園どうするのかとか、いろいろ対応のフローが分かれているのがすごく難しいとは思いますが、子供たちの安全確保に物すごく大事なところではある、プラス、保育に、秋間委員が言っているように、欠けるみたいなところも含めて、保育に欠ける子供たち、保育を必要とする子供たちの安全な居場所としてしっかりと対応を、教育委員会じゃないですね、もうね。区民課のほうで、区民課じゃない、すみません、こども家庭部のほうでしっかりと対応していただきたいと思いますと思います。以上です。ありがとうございます。

○委員長 ちょっと私から、以前、2011年3月11日、東日本大震災があったときに、学校の対応というのが校長の判断に全て委ねられたときがありました。その後、2019年、台風19号が発生したときにもなかなか統一見解がなされず、小・中学校が対応がばらばらになってしまったということが起こりました。

今回、台風においては、小・中学校においては早めに、しかも前日のうちに休校を決定するという、非常にすばらしい対応が行われたかなというふうに私は思って、感謝しております。ぜひ、こども園だけでなく、保育園等々含めて、何か基準を設けるなりしていただいて、ぜひ子供たちの安全安心、そして、保護者がまず託せるような施設をつくっていただければなど、私からちょっとコメントで要望してお願いしたいと思います。

これでいいですよ。

それでは、おはかりいたします。

案件第4、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(久木田議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。

午前11時25分閉会